

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書(6)
【根拠条文】	法第27条の25第1項及び第2項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 川村 一博
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内3 - 4 - 1 新国際ビル9階 祝田法律事務所
【報告義務発生日】	令和7年3月21日
【提出日】	令和7年3月28日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合の1%以上の減少、当該株券等に関する担保契約等重要な契約の変更

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社テクノスジャパン
証券コード	3666
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	アセット・バリュー・インベスターズ・リミテッド(Asset Value Investors Limited)
住所又は本店所在地	英国ロンドン市、キャベンディッシュ スクエア 2
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	昭和60年1月28日
代表者氏名	ジョー・パウエルンフロイント (Joe Bauernfreund)
代表者役職	最高経営責任者
事業内容	投資顧問業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 祝田法律事務所 弁護士 川村 一博
電話番号	03-5218-2084

## (2)【保有目的】

純投資
-----

## (3)【重要提案行為等】

該当なし
------

## (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			0
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 0
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		0
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和6年12月31日現在）	V	20,400,000
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）		0.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		10.46

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況（短期大量譲渡に該当する場合）】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場 内外 取引 の別	取得 又は 処分 の別	譲渡の相手方	単価
令和7年1月21日	普通株式	14,500	0.07	市場 内	取得		
令和7年1月21日	普通株式	3,700	0.02	市場 外	取得		823円

令和7年3月21日	普通株式	2,134,400	10.46	市場外	処分	シー・シックス・エイト株式会社	1,155円
-----------	------	-----------	-------	-----	----	-----------------	--------

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、シー・シックス・エイト株式会社（以下「公開買付者」）との間で、提出者が運営業務を受託するファンド（以下「投資法人」）が所有する発行者の普通株式2,067,400株について、公開買付者が2025年2月4日に公表した公開買付け（以下「本公開買付け」）に応募する旨の公開買付応募契約（以下「本応募契約」）を同日付で締結した。本応募契約において、発行者株式の応募の前提条件は存在しない。

本応募契約において、公開買付者及び提出者は、以下の内容を合意している。

( ) 第三者より普通株式1株につき金1,155円（以下「本公開買付価格」）を一定程度上回る金額に相当する買付価格により発行者の普通株式を取得する旨の法的拘束力ある具体的な書面による公開買付けの提案（以下「対抗提案」）を発行者が受けた場合、又は、( ) 発行者株式の市場価格が本公開買付価格を上回る場合において提出者が株式市場での売却を希望する場合には、提出者は、公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れ、当該協議を申し入れた日から起算して7営業日を経過する日又は本公開買付けにおける公開買付期間の末日の前営業日のうちいずれか早い方の日までに、公開買付者が本公開買付価格に対抗提案に係る買付価格又は市場価格を上回る金額に変更しない場合、提出者は、本公開買付けへの応募を行わず又は本公開買付けへの応募を撤回し、応募予定株式を、( ) 対抗提案に応じて売却することができ、又は( ) 株式市場において本公開買付価格を上回る価格で売却することができる。

提出者は、本応募契約の締結日後、本公開買付けの決済の開始日までの間、応募予定株式の譲渡、担保設定その他の処分又は本公開買付けと実質的に抵触し若しくは本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わず、また、投資法人をしてこれらを行わせない。なお、提出者は、本応募契約締結日から本公開買付けの決済の開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、発行者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使せず、また、投資法人をして、これらを行わせない。本応募契約の締結日までの間にこれらを行っていた場合には、公開買付者の指示に従い、当該株主権の行使を撤回し、また、投資法人をして、これを撤回させるものとする。また、本公開買付けが開始された場合において、本公開買付けの決済の開始日までの日を権利行使の基準日とする発行者の株主総会が開催される場合、提出者は、その所有する応募予定株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとし、また、公開買付者が要請した場合には、公開買付者に対し、当該議決権に係る委任状を交付し、また、投資法人をしてこれを交付させる。

投資法人は、本応募契約に基づいて本公開買付けに応募し、本公開買付けは2025年3月21日に公開買付期間の満了により成立した。なお、本公開買付けの決済の開始日は2025年3月28日とされている。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地